

日中建築土木専門家協会

会 則

平成26年10月1日 制定

日中建築土木専門家協会

# 日中建築土木専門家協会 会則

## (名 称)

第1条 本会は「日中建築土木専門家協会」と称する。

中国語「中日建筑土木专家协会」

英語「Japan China Architecture Civil Engineering Experts Association」とする。

## (目 的)

第2条 本協会は日本、中国の建築、土木分野の専門家の交流、親睦を図りながら、両国における建築、土木技術力の向上と発展を目的とする。

## (事 業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 日本、中国の建築、土木分野における技術に関する調査、研究、比較、交流および相互利用

(2) 日本、中国の建築、土木分野において、専門家としての助言、諮問および提案活動

(3) 日本、中国の建築、土木分野における専門人材の斡旋

(4) 日本、中国の建築、土木分野における技術交流、発展のための諸活動

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## (会 員)

第4条 会員は、第3条の目的に賛同して本協会を構成する正会員、あるいは準会員とする。

(1) 入会

本協会の正会員あるいは準会員（以下「会員」と称する）になろうとするものは、所定の入会申込書と、法人の場合は会社概要等を提出し運営委員会の推薦を受け、たうえで理事会の承認を得なければならない。

(2) 会員の義務

会員は、入会金、年会費および本交流会の運営上必要と理事会が認めた理事会費を納めなければならない。

(3) 会員資格の喪失

会員は、次の各号に該当する場合はその資格を失う。

イ. 退会したとき

ロ. 除名されたとき

ハ. 2年連続会費を滞納したとき

ニ. 破産または廃業したとき

ホ. 本協会が解散したとき

#### (4) 会員の退会

会員が退会しようとするときは、退会後も本協会の秘密事項を保持する旨の誓約を付した退会届を会長あてに提出し理事会の承認を得なければならない。

#### (5) 会員の除名

イ. 本協会の名誉を汚し、または第3条の目的に反する行為があったとき

ロ. 会則または総会の決議を無視する行為があったとき

ハ. 前項イまたはロに該当する行為があった場合、運営委員会で審議を行い、処分方針を理事長に上申し、理事会が処分を決定する。

ニ. 除名された会員も本協会の秘密事項を最低3年間保持する。

#### (6) 権利の喪失

退会または除名されたものは、会員としての一切の権利を喪失し、既に納付した会費、その他本協会資産に対して、何等の請求をすることができない。

### (役員)

第5条 本協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 理事 若干名

(3) 監事 1名

### (選任)

第6条 理事、監事は正会員の在籍者のうちから総会において選任する。

2) 会長は理事の互選により選任する

### (任期)

第7条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2) 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (職務)

第8条 会長は、本協会を代表し会務を総括する。

2) 理事は、会長と共に理事会を構成し本会の目的を遂行するために必要な事項を審議する。

3) 監事は、本協会の会計を監査する。

### (総会)

第9条 本協会の総会は、定時総会および臨時総会とする。

- (1) 定時総会は、年1回とし毎年6月末までに会長が招集し次の事項を審議決定する。
  - イ. 会則の改廃
  - ロ. 事業報告および決算
  - ハ. 事業計画および予算
  - ニ. 会長の選出および理事、監事の承認
  - ホ. その他理事会が必要と認められる事項
- (2) 臨時総会は、理事会が必要と認められたとき会長が招集する。
- (3) 総会の議長は、会長が行う。
- (4) 総会は、正会員の2/3以上の出席をもって成立し、その過半数をもって議決する。

### (理事会)

第10条 理事会は、会長および理事をもって構成し、本協会の目的を達成するための主要事項を審議決定する。

- 2) 会長は、必要の都度理事会を招集する。
- 3) 理事会は、理事の2/3以上の出席をもって成立し、その過半数をもって議決する。

### (運営委員会)

第11条 本協会の事業の円滑な運営を図るために運営委員会をおく。

- 2) 運営委員会は、協会運営方針を立案建議するほか、部会、各種委員会を統轄し、理事会の指示事項の執行にあたる。
- 3) 運営委員会の構成は、次のとおりとする。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 委員 若干名
- 4) 委員長および委員は、理事会にて選任し会長が委嘱する。
- 5) 運営委員会は、その都度委員長が招集し議長を務める。

### (委員会および部会)

第12条 委員会、部会は、運営委員会の承認を得て随時設置することができる。

### (事務局)

第13条 本協会の事務を行うために、事務局を設置する。

- 2) 事務局は、本協会の目的に則り、本協会の会務および活動の遂行にあたるため次に定める職務を執行する。
  - (1) 会員の活動支援
  - (2) 総会に付すべき議題の企画立案
  - (3) 年度活動計画の実施および予算の支出に関する事項
  - (4) その他、本協会の運営に関する事項
- 3) 事務局長は、会長が指名し理事会の承認を得るものとする
- 4) 事務局長は、理事会に出席し意見を述べることができる

### (顧問)

第14条 本協会の顧問とは、社会的に大きな貢献が認められた専門家および学識経験者を指名し、理事会の承認を得て若干名置くことができる。

- 2) 顧問は重要会務に関し、会長の諮問に答え、または意見を述べることができる。
- 3) 顧問の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

### (連絡担当者)

第15条 会員は連絡担当を置き、事務局との連絡にあたる。

### (会計)

第16条 本協会の入会金および年会費は、別途定める細則によるものとし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

- 2) 入会金は入会の際に納付し、年会費は当該年度の6月末日までに納付するものとする。ただし年度途中で入会した場合は、入会の際にその全額を納付するものとする。
- 3) 入会金および年会費は、いかなる場合もこれを返還しない。
- 4) 会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。
- 5) 事務局は、会計年度終了後すみやかに本協会の決算書を作成し、監事の監査を受けるとともに総会の承認を得なければならない。

### (議事録)

第17条 理事会の会議はすべて事務局が議事録を作成し、議長が署名押印して事務局が保管し、会員の要求があるときは閲覧に供する。

### (その他)

第18条 本会則に記載なき事項については、理事会または総会の承認を得て決定する。

### 附則

1. 本協会の設立は平成26年10月1日とする。
2. この会則は、本協会の設立があった日から施行する。
3. 本協会の初年度の会計年度は、平成26年10月1日から平成27年3月31日までとする。

# 日中建築土木専門家協会 細則

平成26年10月1日制定

## 第1条 正会員、準会員

### (1) 正会員

正会員は下記の有資格者とする

- 1) 日本国において、一級建築士、技術士（建設部門）を有する個人、一級建築士設計事務所、技術士（建設部門）事務所あるいは技術士を擁する建設コンサルタント会社（法人）
- 2) 中国において、建築、土木分野の一級国家資格、例えば一級注册建築師、一級注册結構工程師を有する個人、2級以上の設計資格を有する法人
- 3) 建築、土木分野における博士学位を有する個人、大学で助教 (Assistant Professor) 以上の教員

### (2) 準会員は下記の有資格者とする

- 1) 日本国において、二級建築士、技術士補（建設部門）を有する個人
- 2) 中国において、建築、土木分野の二級国家資格、例えば二級注册建築師、二級注册結構工程師を有する個人
- 3) 大学で助教 (Assistant Professor) 以下の常勤教員

第2条 会費は以下に定めるとおりとする。

	正会員 (法人)	正会員 (個人)	準会員
入会金	0 千円	0 千円	0 千円
年会費	10 千円	4 千円	2 千円

第3条 本細則に定める事項のほかは、すべて会則の定めが適用されるものとする。

第4条 交協会発足後、当面は理事会にて運営委員会の業務を代行するものとする。